

諫早市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年2月22日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和4年度定期監査（後期：9月～12月実施分）結果報告

1 監査の対象

健康保険部：保険年金課

地域政策部：市民窓口課

農林水産部：農業振興課、干拓室、有害鳥獣対策課

飯盛支所：地域総務課、産業建設課

高来支所：地域総務課、産業建設課

小長井支所：地域総務課、産業建設課

上下水道局：水道課、上水管理センター、下水道課

農業委員会：事務局

※監査の対象年度：令和3年度

2 監査の期間

令和4年9月26日（月）から令和4年12月16日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【健康保険部 保険年金課】

○ 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、補助金等の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 国、県補助金等の申請事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができる」と規定され、別表第2の3「予算の執行に関する事項」(2)国、県補助金等の申請において、建設事業以外のものの専決者は部長と規定されているが、決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。

については、国、県等補助金等の申請事務について規程に基づき適正に行われたい。

【農林水産部 干拓室】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、地方創生交付金の調定が、変更交付決定後の金額で交付決定通知日に遡及して行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【飯盛支所 産業建設課】

- 道路占用料等の徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収すると規定され、諫早市法定外公共物管理条例第2条第1号の法定外公共物に係る土地占用料の徴収方法については、第15条第2項により諫早市道路占用料条例の規定を準用すると規定されているが、納入期限が占用開始後の任意の日に設定され、前回の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、道路占用料等の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。

- 法定外公共物占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市法定外公共物管理条例第2条第2号の法定外公共物に係る土地占用料等の徴収方法について、第15条第2項により準用される諫早市準用河川流水占用料等徴収条例第3条第1項によると、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用等の許可の際に全額を徴収すると規定されているが、納入期限が占用許可後の任意の日に設定されている事例及び納入期限内に納入され

ていない事例が見受けられた。

については、法定外公共物占用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。

- 屋外広告物に係る更新許可事務について改善を求めるもの

【指導事項】

長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可期間を更新しようとする者は、許可期間が1年以上3年以内のものは期間満了の日の1月前までに、申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延している事例が見受けられた。

については、屋外広告物に係る更新許可事務について、規則に基づき適正に行われたい。

- 物品の管理について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市物品会計規則第14条によると、備品管理記録票に記載すべき物品の価格は取得価格又は見積価格と規定されているが、備品管理記録票の単価及び見積価格が記載されておらず、また、規則に定められた重要物品管理記録票の様式に、写真を添付することと記載されているが写真が添付されておらず、前回の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、物品の管理について規則に基づき適正に行われたい。

【高来支所 産業建設課】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

徴収事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、土地使用料の納入期限が使用開始後に設定されている事例。
- ② 諫早市法定外公共物管理条例第15条第2項において準用する諫早市準用河川流水占用料等徴収条例第3条第1項によると、占用の期間が1年を超える場合にあっては、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収すると規定されているが、次年度以降分の占用料が4月30日までに徴収されていない事例。

については、徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

【小長井支所 産業建設課】

- 屋外広告物に係る更新許可事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1年以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

ついては、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 道路占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年を超える場合にあつては、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収すると規定されているが、4月30日までに徴収されていない事例が見受けられた。

ついては、道路占用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。